

MIC Ministry of Internal Affairs and Communications

平成 28 年 2 月 24 日 消 防 庁

消防法施行規則の一部を改正する省令(案)及び火災通報装置の基準の一部を改正する件(案)に対する意見募集の結果並びに改正省令等の公布

消防庁では、「消防法施行規則の一部を改正する省令(案)<省令>」及び「火災通報装置の基準の一部を改正する件(案)<告示>」の内容について平成27年12月29日から平成28年2月1日までの間、国民の皆様から広く意見を募集したところ、3件の御意見をいただきました。このたび、それらに対する考え方を取りまとめましたのでお知らせします。

また、意見募集の結果等を踏まえて検討し、本日、「消防法施行規則の一部を改正する省令」及び「火災通報装置の基準の一部を改正する件」を公布しましたので併せてお知らせします。

1 主な改正内容

「消防法施行規則の一部を改正する省令」及び「火災通報装置の基準の一部を改正する件」は、近年、IP電話回線(インターネットプロトコルを用いて音声伝送を行う電話回線をいう。以下同じ。)が普及していること等に鑑み、IP電話回線を使用する場合等の火災通報装置に係る技術上の基準等を定めるものであり、主な改正事項は以下のとおりです。

- 火災通報装置の電話回線との接続等に関する基準の改正
- · 消防機関からの呼返し信号を確実に受信するための基準の改正
- ・ 確実な電源供給のための基準の改正

2 意見募集の結果

「消防法施行規則の一部を改正する省令(案)」及び「火災通報装置の基準の一部を改正する件(案)」の内容について平成27年12月29日から平成28年2月1日までの間、意見を募集したところ、3件の御意見をいただきました。

いただいた御意見の概要及び御意見に対する考え方については、別紙のとおりです。

|3 省令等の公布|

消防庁では、意見募集の結果等を踏まえて検討し、「消防法施行規則の一部を改正する省令」及び「火災通報装置の基準の一部を改正する件」を平成28年2月24日に公布しました。





(事務連絡先)

消防庁予防課 五月女補佐、境 TEL 03-5253-7523(直通) FAX 03-5253-7533 消防法施行規則の一部を改正する省令及び火災通報装置の基準の一部を改 正する件について

平成28年2月消防庁予防課

【改正概要】

近年、IP 電話回線(インターネットプロトコルを用いて音声伝送を行う電話回線をいう。以下同じ。)が普及していることに鑑み、IP 電話回線を使用する場合等の火災通報装置に係る技術上の基準等を定めるものである。

【改正理由】

消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号。以下「規則」という。)のうち火災通報装置に係る技術上の基準に関する部分及び火災通報装置の基準(平成8年消防庁告示第1号。以下「基準告示」という。)は、アナログ電話回線を使用することを前提とした規定となっているところ、近年のIP電話回線の普及に伴い、IP電話回線に対応した火災通報装置を設置できるようにするための規定整備が必要とされている。

また、平成25年10月11日に発生した福岡市有床診療所火災を受けて設置された有識者検討会の報告書において、有床診療所及び病院における火災通報装置の設置義務の強化が提言されるとともに、IP電話回線への対応の必要性について指摘されたところである。

これらの状況等に鑑み、IP 電話回線を使用する場合等の火災通報装置に係る技術上の基準等を定めるため、所要の改正を行うものである。

【改正内容】

- (1) 火災通報装置の電話回線との接続等に関する基準の改正(規則第25条第3項第2 号及び第3号関係)
 - ① 火災通報装置の機能に支障を生ずるおそれのない電話回線を使用することを技術上の基準として明文化する。
 - ② 火災通報装置の電話回線への接続について、必要に応じて回線終端装置等(モデム等)を媒介することにより当該電話回線を適切に使用することができ、かつ、一般電話機や FAX 等、同一の電話回線に接続する他の機器等が行う通信の影響により当該火災通報装置の機能に支障を生ずるおそれのない位置に接続するよう規定する。
- (2) 消防機関からの呼返し信号を確実に受信するための基準の改正(基準告示第3第8 号関係)
 - ① IP 電話回線を使用する場合においても消防機関からの呼返し信号を確実に受信できるようにするため、蓄積音声情報を送出した後の待機時間を 5 秒間から 10 秒間に延長する。

- ② また、途中で通話が途切れた場合等において、その後に呼返し信号を確実に受信できるようにするため、通話終了後の待機時間を 10 秒間とする。
- (3) 確実な電源供給のための基準の改正(基準告示第3第16号及び第17号関係)
 - ① IP 電話回線を使用する場合は、停電時に備え、予備電源が設けられた回線終端装置等を介することとする。また、当該予備電源については、火災通報装置に設ける予備電源と同等の性能等を求めることとする。
 - ② ①の回線終端装置等の常用電源をコンセント等からとる場合には、分電盤との間の配線に開閉器 (スイッチ)を設けず、かつ、当該配線の接続部が容易に緩まないような措置を講ずることとする。
 - ③ ①の回線終端装置等について、常用電源に係る配線の接続部及び分電盤の開閉器 (スイッチ)には、火災通報装置に係る回線終端装置等用のものである旨を表示 することとする。

(4) その他

- ① 消防法施行令の一部を改正する政令(平成 26 年政令第 333 号)による改正後の 消防法施行令(昭和 36 年政令第 37 号)別表第 1(六項イ(1)から(3)まで及び口に掲 げる防火対象物で、延べ面積が 500 ㎡未満のものに設けられる火災通報装置の常 用電源をコンセント等からとる場合には、(3)②と同様の措置を講ずるととも に、当該コンセント等の接続部に火災通報装置用のものである旨を表示すること とする(規則第 25 条第 3 項第 4 号イ及び口関係)。
- ② (3)①の回線終端装置等の構造、性能等については、火災通報装置に係る規定 の一部を準用することとする(基準告示第3第17号関係)。
- ③ 建築基準法施行令及び地方自治法施行令の一部を改正する政令(平成 28 年政令 第6号。以下「改正令」という。)が平成28年6月1日に施行されることに伴 い、所要の規定の整理を行う(規則第26条第5項第3号ハ関係)。
- ④ その他所要の規定の整備を行う。

【経過措置】

施行の際現に火災通報装置が設置されている防火対象物若しくは現に火災通報装置の設置に係る工事中の防火対象物又は施行の日から平成29年9月30日までに火災通報装置の設置に係る工事を開始する防火対象物における当該火災通報装置のうち、

(2) に適合しないものに係る技術上の基準については、(2) にかかわらず、なお 従前の例によることとする。

【施行期日】

平成28年4月1日(ただし、(4)③については改正令の施行の日(平成28年6月1日)、(4)④の一部については公布の日)

【消防法施行規則の一部を改正する省令(案)及び火災通報装置の基準の一部を改正する件(案)についての御意見の概要及び御意見に対する考え方】

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方	御意見の反映の有無
	新基準に適合している旨の表示	新基準に適合している旨の表示	無
	をしなければならないか。	は必要とされていません。	
N - 1		なお、火災通報装置の表示は、改	
No. 1		正後の火災通報装置の基準(平成8	
		年消防庁告示第1号)第3第18号	
		の規定によることとされています。	
	在庫品を新基準に適合させた場	製品名の変更に関する規定はあ	無
No. 2	合、製品名を変更する必要がある	りません。	
	カゝ。		
	在庫品のプログラムを書替え、新	認定を受けた登録認定機関に御	無
	基準に適合させた場合、再認定が必	確認ください。	
No. 3	要か。		
NO. 3	必要な場合、再認定に要する費用		
	は、新規の型式認定のものと同じ		
	か。		
	既に防火対象物に設置している	所轄の消防本部に御相談の上、認	無
	火災通報装置のプログラムを書替	定を受けた登録認定機関に御確認	
	え新基準に適合させた場合、認定番	ください。	
No. 4	号の表示はそのままでよいか。		
NO. 4	また、型式失効したもののプログ		
	ラムを書替え新基準に適合させる		
	ことはできるか。		
	できる場合はその手順はどうか。		
	IP 電話回線に接続する火災通報	第3者との通話終了後に消防機	無
	装置で通報し、呼び返し信号待機中	関から呼返しがされる場合に、当該	
No. 5	に第3者からの信号に応答した後、	呼返しが通話終了後 10 秒以内にな	
NO. 5	10 秒以内に消防機関からの呼び返	いことは想定していません。	
	しがない場合、その後の呼び返し信		
	号は受信できないことでよいか。		
No. 6	通話終了後の待機時間は10秒以	通話終了後、10 秒間は待機時間	無
110.0	上でもよいか。	を確保することを求めています。	

	緊急時に必要となる経路全てを	改正後の火災通報装置の基準(平	無
	予備電源により非常時にも利用可	成8年消防庁告示第1号)第3第	
	能とすることを規定しておくべき	16 号において、IP 電話回線を使用	
No. 7	と考える。	する場合は、予備電源が設けられた	
		回線終端装置その他の IP 電話回線	
		を使用するために必要な装置を介	
		して使用する旨を規定しています。	
	予備電源は、消火時に水等が使わ	火災通報装置は、火災の覚知後速	無
	れる場合にも支障がないよう規定	やかに使用することを想定した設	
No. 8	すべきではないか。	備であることなどを踏まえ、耐水性	
	また、予備電源には、一定の耐熱	及び耐熱性に関する規定はありま	
	性が求められるのではないか。	せん。	
	新告示基準に適合する火災通報	新基準に適合する火災通報装置	有
	装置は、平成29年3月頃に発売で	に切り替えるために所要の期間が	
	きる見込みであるが、納入品全てを	必要との御意見を踏まえ、従前の例	
	新告示基準に適合するものに切替	によることができる期間を平成 29	
No. 9	えるためには約6箇月の期間が必	年9月30日まで延長することとし	
	要であるため、施行の日から平成	ます。	
	29年9月30日までは、なお従前の		
	例によることができることとして		
	いただきたい。		

○提出意見数:3件

- ※提出意見数は、提出意見者数としています。
- ※上表は意見の内容別に整理しています。(1者から複数内容の意見が提出されたものについても、内容ごとに整理・要約しています。)

○総務省令第十号

建 操基準 法施行令及び |地方自治法施行令の一部を改正する政令(平成二十八年政令第六号) の施行に伴い

並 び に 消 防 法施 行 令 昭昭 和三十六年政令第三十七号) 第二十三条第二項、 第二十二 五条第二項第 号ただし

書及び第三十三条 \mathcal{O} 規定に対 基づき、 消 :防法: 施 行 規則 0 部を改正する省令を次 \mathcal{O} ように定め る。

平成二十八年二月二十四日

総務大臣 山本 早苗

消防法施行規則の一部を改正する省令

消 防法 施 行 規則 (昭 (和三十六年自治省令第六号) (T) 部を次のように改正する。

第二十 五 条第二項 第一 号中 利 用 す Ś を 「使用 でする」 に改 め、 同 条第一 項 第四]号を 同 項第 五号とし、 同

項第三号イ中 「とら れて」 0) 下に 「おり、 か つ、 当 該 配 線 \mathcal{O} 接 続 部 が、 振 動 又は 衝 撃 に ょ ŋ 容 易 É 緩 ま な 1

ように措置されて」 を加え、 同 号 中 開 閉 器 の 下 に 「 及 び 配 線 \mathcal{O} 接 続 部 (当該配線と火災 通 報装置 との

接続 部を除く。 を加え、 同号を同 項第四号とし、 同 項第二 一号中 「屋内 の電 話 回線 のうち交換 機等と電 話

局 0 間となる」 を 「前号の電 話 回線のうち、 当該電 話 回 線 を適切に使用することができ、 カ つ、 他 \mathcal{O} 機器等

が行う通信 の影響により当該火災通報装置の機能に支障を生ずるおそれのない」に改め、 同号を同項第三号

とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

火災通 報装 置 \mathcal{O} 機 能 に支障を生ずるお それの な ١ ﴿ ·電話] 回線を使用すること。

第二十五 一条第四 項 第四 |号中 前 項第四 号」 を 前 項第一 五 号 に改 8 る。

第二十六条第五 項第三号 ハ 中 「第三項第九号」 を 「第三項第十号」 に改める。

附則

(施行期日)

1

この省令は、 平成二十八年四月一 日か ら施行する。 ただし、 第二十六条 の改正規定は建築基準法施 行令

及 び 地 方 自 治 法 施 行令 \mathcal{O} 部を改 正 する政・ 令の 施 行 0 日 (平成二十八年六月一 日) か 5 次 項 \mathcal{O} 規 定 は 公

布の日から施行する。

消 防 法 施 行規 則 及び 特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用 に供する設備

等に関する省令の一部を改正する省令の一部改正)

2

消防 法 施 行規則 及び特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防 の用 に供する設備

等に関する省令の一部を改正する省令 (平成二十六年総務省令第八十号)の一部を次のように改正する。

附 三則第二 条第 項 中 「次項」 の 下 に 「及び第三項」を加え、 同条に次の一 項を加える。

3 この 省令 \mathcal{O} 施 行の 際、 現に 診 療科 名中 に医 療法 位施行令 (T) 部を改正する政令 (平成二十年政令第三十

六号) による改 正 前 \mathcal{O} 医 療 法 施 行 令 (昭 和二十三年政令第三百二十六号) 第三条の二に規定する診 療科

名 介 鬼科、 形 成外 科、 美容 外科、 皮膚泌尿器科、 こう門科、 産婦 人科、 眼科、 耳鼻い んこう科、 歯 科

矯正 歯科、 小児歯 科、 歯科 口腔外科、 皮膚科、 泌尿器科、 産科及び婦人科を除く。) を有する病院又

は診療所における当該診療科名については、新令別表第一穴項イ(1)(三の総務省令で定める診療科名とみ

なす。

消防法施行規則の一部を改正する省令 新旧対照表

〇 消防法施行規則(昭和三十六年自治省令第六号)

【消防法施行規則及び特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一部を改正する省 (平成二十六年総務省令第八十号)による改正後】 (傍線部分は改正部分)

	現行
(消防機関へ通報する火災報知設備に関する基準)(消防機関へ	通報する火災報知設備に関する基準)
第二十五条 (略) 第二十五条	略)
2 令第二十三条第二項の規定による火災報知設備は、次の各号に 2 令第二十三	条第二項の規定による火災報知設備は、次の各号に
掲げる種別に応じ、当該各号に定める場所に設置しなければなら 掲げる種別に	.応じ、当該各号に定める場所に設置しなければ
ない。	
一 一の押しボタンの操作等により消防機関に通報することがで 一 一の押し	ボタンの操作等により消防機関に通報することが
きる装置(電話回線を使用するものに限る。以下この条におい) きる装置	(電話回線を利用するものに限る。以下この条に
て「火災通報装置」という。) 防災センター等 て「火災通	報装置」という。) 防災センター等
二 (略) 二 (略)	
3 火災通報装置の設置及び維持に関する技術上の基準の細目は、 3 火災通報装	置の設置及び維持に関する技術上の基準の細目
次のとおりとする。	する。
一 (略) 一 火災通報	
あること。	装置は、消防庁長官が定める基準に適合するものでする。
使用すること。 二 火災通報装置の機能に支障を生ずるおそれのない電話回線を(新設)	装置は、

三 切 火 使 災 用することが 通 報 装置 は で 前 き 号 0) か 電 0 話 口 他 線 0 0) うち、 機 器 等 が行 当 該 う通 電 話 信 口 0 線 影 を 適

により当該火災通報装置の機能に支障を生ずるおそれのない部

分に接続すること。

四 電源は、次に定めるところにより設けること。

イ 及 さ 間 未 満 び せずにとること。 当 に 電 該 源 開 0) 口 は、 に 配 閉 Ł 1掲げ 器 のに 線 蓄 \mathcal{O} が る防 設 接 設 電 け け 池 続 5 5 火対象物で、 又は交流低圧 部 れ れる火災通報装 ただし、 が て 振動又 1 な 令 い は 別表第 延 屋 配 ベ 衝 線 内幹線から他 撃により容易に からとられ 置 面 積が 0 <u></u>(六) 電源が、 項 五. 百平方 イ (1) の配線を 7 から お 分 メ 緩 ŋ 電 ま 盤 1 (3)な と 分 \vdash ま か 0) ル で 岐 9

口 لح ょ いうに 0) 電 接続部 源 措 \mathcal{O} 開 置 さ を 閉 除 器 れ 及 て び い 配 る 場 に 線 には、 合 0 は、 接 火災 続部 通 0) (当 報装置用の 限りでない。 該 配 線と火災通 ŧ 0) である旨 報 装 置

五 (略)

を

表示すること。

4 消防機関へ通報する火災報知設備(火災通報装置を除く。)の

設 置 一 及 び 維 持に 関 す る 技 術 上 0) 基 準 0 細 目 は 次のとおりとす

る。

一~三(略)

四 令別表第一

| 内項イ(1)及び(2)並びにロ、

| 内項イ、 内回項並びに

其皇項に . 掲げ る防 火 対 象 物 に 設 け る消 防 機 関 通 報する火災 報

> _ 火災 通 報 装置 は 屋 内 0) 電 話 口 線 0 うち 交換機等と電話 局 \mathcal{O}

間となる部分に接続すること。

三 電源は、次に定めるところにより設けること。

イ

及び 間 未 さ 満 せずにとること。 電 に \mathcal{O} 開 0 口 源 限 は、 閉 に t 器が ŋ 掲げる防 \mathcal{O} 蓄電池 に設けら で な 設け 又は 5 火 ただし、 八対象物 れる火災通報装 れ 交流低圧 7 1 で、 な 令 1 延べ 別表 屋 配 内幹 線 第 か 置 面 6 積 線 0) とら から が (六) 電 源 五. 項 他の 百平 れ が イ ている場合 (1) 方 配線を分岐 から 分 電 メ 盤] (3)と ま \vdash は 0 ル

すること。 電 源 0) 開 閉 器 に は、 火災 通 報装置 用 0 ŧ 0) である旨を表 示

口

設置

及 防

び

維

持

に

関する技

術

上

 \mathcal{O}

基

準

0

細

目

は

次

 \hat{O}

とおりとす

4

消

機

関

通報する火災報

知

設

備

(火災通

報

装置を除く。

0)

兀

略

一 〜 三 (略)

其皇項に

掲げ

る防

火

対象物

に

設

け

る

消

防

機

関

通

報

する火災

る

兀 令 別 表 第 対項イ (1)及び (2) 並 び に 口、 (共) 項 イ 項 な並びに

- 2 -

知 設 備 (火災通報装置を除く。 にあつては、 前項第五号の 規

知設備

(火災通報装置を除く。

にあつては、

前項第四号の

規

定の例によること。

定

例によること。

避避 難器具の設置個数の 減免

第二十六条 (略)

2 \(\)

(略)

5 とができる。 いずれかに該当するときには、 令第二十五条第一項各号に掲げる防火対象物の階が次の各号の (略) 当該階に

次のイからニまでに該当すること。

口 (略)

官が定める部分を有するものに限る。 ŧ の 直 第二項第二号及び第三項第十号を除く。)に定める構 [通階段が建築基準法施行令第百二十三条(第一項第六号 (同条第一 項に定める構造のものにあつては、) であること。 消防庁1 造

長 \mathcal{O}

6

6

•

7

(略)

=

(略)

7 略

(避難器具の設置個数の減免)

第二十六条 (略)

2 \(\) (略)

5 いずれかに該当するときには、 令第二十五条第一項各号に掲げる防火対象物の階が次の各号 当該階に 避難器具を設置しない

 \mathcal{O}

とができる。

避難器具を設置しない

(略)

次のイからニまでに該当すること。

イ 口 (略)

官が定める部分を有するものに限る。 ŧ 0) 直 第二項第二号及び第三項第九号を除く。)に定める構造 通階段が建築基準法施行令第百二十三条(第一項第六号 (同条第一 項に定める構造のものにあつては、 消防庁長

) であること。

= (略)

0 省令(平成二十六年総務省令第八十号) 消防法施行規則及び特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一部を改正する (傍線部分は改正部分)

第二条 前条第二号に掲げる規定の施行の際、現に存する消防法施	現に存する消防法施	前条第二号に掲げる規定の施行の際、	第二条 前条第二
(経過措置)			(経過措置)
及び第三条 平成二十七年三月一日			
第十三条の六及び第十四条の改正規定並びに附則第二条第一項			
の五の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定並びに同令			
「延べ面積」を「基準面積」に改める改正規定、同令第十三条			
る改正規定、同項第二号及び同令第十三条第三項第九号の二中			
の五第一項及び第十三条の六第一項において同じ。)」に改め			
床面積の合計をいう。以下この項、第十三条第三項、第十三条			
面積」を「基準面積(令第十二条第二項第三号の二に規定する			
二 第一条中消防法施行規則第十二条の二第一項第一号中「延べ			
一 附則第四条の規定 公布の日			
- 、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。			
第一条 この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし			第一条 (略)
(施行期日)			(施行期日)
附則			附則
現	後	改正	

力 防 又 0 (六) 物 لح 成 ょ に 行 三十 は る 消 火 項 項 V ょ 令 同 う。 改 対 模 に 口 る 防 \mathcal{O} . う。 表
其
項 年三月三十 改 正 ポ 象 様 お に 掲げ 替 正 後 ンプ 物 11 部 て同 別 え 後 0 に を 第十二条 消 設 0 る防火対 表 改 お イ \mathcal{O} ľ 及 第 消 防 備 け 工 正 事 び 法 る 防 す に 屋 (<u>大</u>) 日 関 中 (六) る 施 法 まで 象物 0) す \mathcal{O} 並 項 政 行 内 施 ,る技術: 項 消 び 行 同 口 令 規 に 0 に 令 0) 第 則 火 表 (平成二 現に新 用途に は項イ 栓 (六) 掲 間 (次項及び 次項 げ 項 項 は 上 設 る 口、 第 0 備 防火対象物に 築 供 及び共興項に + な 及 基 号 お び 準 スプリンクラー される部分に限 六 第 第三項において「新 年 従 0 に 増 規 ついては、この 築、 政令第三百三十三号) 前 定に 項 0 にお 例 改 あっては 掲げる防火対 による。 築、 カコ か 7 設 る。 移 わ

転

修

繕

以

下こ

同

表

象

令

備

及び

2

5

ず、

平

2

「新

規

則

省

令

に 動 る

の二第 による まで プ 設 えの て同 げ 項 別 0 に 行 る防 消 1 表第 お 令 ľ 0) 防 備 け 工 及 \mathcal{O} 火対 び 間 法 事 改 に る (<u></u> (<u></u>) は、 項 施 関 中 (六) 屋 正 部 行 並 象 項 する技術 内 \mathcal{O} 後 第 を なお 一びに現に新 物 項 改 規 同 口、 消 0 表次 消防法 12 号 則 火 0) 正する政 栓 用途 掲げる防 は項イ及び 従 \mathcal{O} (次項 上の 前 規 設 項 備 口、 0 定 に供される部分に限 施 築、 に に 基 行 令 例 準については、 は項イ及び は配 火 令 に カコ お スプリンクラー (大<u>)</u> 1 対 平 ょ か 増 象物 次項 る。 わら 築、 成二 7 項 新 ず、 に に É 十 改 築、 掲げる防 六年 あ 規 お 0 平 則 V この省令による改正 項に掲げ ては、 る。 成三十年三月三十 設 移 て 政 転、 という。 備 令 「新 火 及 以下この 第三百三十三号) 対 び 同 令」という。 修 修繕又は 象物 表(六) る 動 力消 防 火火対 項 項 第十二 同 模 に 口 防 象 に 表供 様 ポ お 掲 日 条 替 後

る消 及び に限 規 存 (1) 増 又は (共) この省 則 す る 項 第 防 (2)築 り、 項 イ、 (2)機 ŧ 及び + (共) 項 に 令 関 改 \mathcal{O} 同 築、 を除 表次 (<u></u> (<u></u>) (T) 掲げる防 五. 条第 施行 イ、 は

型

項

に

掲
 通 |報する火災 項 移 項 大り 転、 並 口 0 に掲げ 以 び 項 火 際 項並 対象 下こ に 修 げる防 (共) (皇) 現に 第 繕 びに 報 又 0) 物 る 頃に掲げ 項 項 防 \mathcal{O} 存 知 は 火対象物 大皇 に 火対 する新令別 及 設 用 模 様 備 び お 途に供さ げる防 項 象 第 に 替 11 に 関 兀 て 物 え 撂 に 項 す 0 同 0) げ 火 ľ あ 表第 る 工 用 れ 0 る防火 0 対 途に 規 基 る 事 象 定に て 準 中 部 は、 物 (六) に 並 供 分が存するも 0) 、 項 イ (1) 対 び される部 0 同 か 同 象物 同 V に現に か ては、 表 表 わ (共) (六) に らず、 及び 項 項 お 新 イ 分 け 築 が (1) \mathcal{O} (2)

 消	第三条	す う 新	< <u> </u>	児 歯 門	する	法施	改正	3	
[47] (3) (3) (消防法施行規則の一部を改正する省令の一部改正)	(略)	令別表第一 円項イ(1) 河の総務省令で定める診療科名とみな)を有する病院又は診療所における当該診療科名について	科、歯科口腔外科、皮膚科、泌尿器科、産科及び婦人科を除科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、歯科、矯正歯科、小	する診療科名(小児科、形成外科、美容外科、皮膚泌尿器科、こ	行令(昭和二十三年政令第三百二十六号)第三条の二に規定	する政令(平成二十年政令第三十六号)による改正前の医療	この省令の施行の際、現に診療科名中に医療法施行令の一部を	
第四条(略)(消防法施行規則の一部を改正する省令の一部改正)	する罰則の適用については、なお従前の例による。 第三条 附則第一条第二号に規定する規定の施行前にした行為に対							(新設)	平成三十一年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

〇消防庁告示第六号

報 装 消 置 防 法 \mathcal{O} 基 施 潍 行 規 亚 則 成 八 昭 年 和 三 消 + 防 庁 六 告 年 示 自 第 治 省 号) 令 第 \mathcal{O} 六 号) 部 第 を 次 + \mathcal{O} ょ 五. う 条 に 第 改 \equiv 正 項 す 第 る。 号 \mathcal{O} 規 定 に 基 き、 火 災 通

平成二十八年二月二十四日

消防庁長官 佐々木敦朗

送 信 \Diamond \mathcal{O} を 返 出 第 間 誤 設 L 三 さ 備 信 同 に 0 第 第 れ 7 号 \mathcal{O} 八 に 八 た 開 有 号 場 七 号 す 放 る + $\left(\begin{array}{c} \\ \end{array} \right)$ 合 \mathcal{O} L 機 中 が 又 た 五 (Ξ) 場 は 呼 能 ボ 中 合 雷 返 に ル 五 等 気 1 秒 L ょ 信 + 間 通 通 12 Ŋ Ŀ 自 六 報 信 号 お 設 を 中 11 動 ^ 七 備 て 的 ル <u>ッ</u> + + を \mathcal{O} に _ 有 秒 五. 呼 間 通 す ボ 返 を を 送 話 る ル L に 中 機 1 信 出 通 _ 号 改 能 + 話 L 12 六 たし \Diamond 12 が が 終 送 改 ょ ^ 出 を \Diamond 1) ル 了 ツ 自 さ 開 し た 放 動 れ か 同 を 第 た 5 L 的 後 送 哑 12 十 六 出 に 呼 自 返 号 返 改 \mathcal{O} L 動 L を た 信 下 L 的 \otimes 場 同 信 に 号 に 号 合 が 第 + 同 号 送 そ 十 が は 秒 間 送 (Ξ) 出 八 \mathcal{O} 号 出 さ 中 間 を 電 と さ 話 れ に _ 通 た か l れ 口 た 5 線 報 場 を 場 同 合 加 呼 を 中 第 合 え 開 返 に 又 + に し 放 雷 は 信 五. 電 話 に 号 号 口 気 が が 改 そ 線 \mathcal{O} 涌 呼

場 六 \mathcal{O} 号 合 は 並 Ι U Р 予 に 電 備 次 話 号 電 口 線 源 に お が 設 1 1 7 け ン 読 タ ら れ 4 替 ネ た え 口 ツ 線 7 1 終 準 プ 端 用 口 装 す 1 る 置 コ 第 等 ル を 九 号 口 用 及 線 1 び て 終 端 第 音 + 声 装 伝 置 号 送 そ を $\left(\longrightarrow \right)$ \mathcal{O} に 行 他 お う \mathcal{O} 電 Ι 11 Р 7 話 電 同 口 じ。 話 線 口 を 線 1 う。 を を 使 使 用 用 以 す す 下 る る

次

に

次

 \mathcal{O}

号

を

加

え

る

+

第三 た め に 項 必 第 要 兀 号 な 装 口 12 置 お を 1 1 う。 7 同 U° 次 号 及 を び 介 同 号 L に て 使 お 用 1 て読 す ること。 み 替 え 7 準 用 す る 消 防 法 施 行 規 則 第二 五. 条

+第 使 使 そ 七 \mathcal{O} に 1 設 用 れ は 用 て (六) ぞ す け す 前 火 る る れ 消 号 5 項 災 た 潍 れ た 防 イ \mathcal{O} 8 用 場 通 (1) \Diamond 法 る 報 に す 合 火 に 施 カン る。 装 災 必 5 必 行 に 要 置 (3)要 規 通 お ک な 則 に 報 ま な 1 係 装 第 て、 機 機 \mathcal{O} で る 能 能 場 置 及 合 口 + 第 \mathcal{O} び を に 線 <u>ځ</u> 維 五 九 口 終 لح に お 条 号 持 端 第十二 す 第 あ 掲 1 か る 装 て、 る げ 5 三 置 る 項 第 \mathcal{O} 号 (一) 等 防 と、 第 第 十三 は 用 九 兀 火 号 た 号 号 対 中 同 と 読 だ 中 ま 象 令 \mathcal{O} 第二 し、 物 火 規 で 「火 4 災 で、 \mathcal{O} 定 替 _ + 災 規 通 は える と、 五. 報 定 通 延 口 べ 報 条 を 線 は ŧ 第 行 機 口 同 面 終 . う \mathcal{O} 号 能 端 線 積 とす 終 口 が 項 装 五. لح 端 中 第 لح 置 る。 等 百 兀 あ あ 装 亚 号 火 る る 置 に 災 方 設 等 1 \mathcal{O} \mathcal{O} 通 は X 中 は け \mathcal{O} る 報 構 装 1 た Ι Ι 電 造 だ Р 置 ル P 源 用 性 未 電 電 に 能 潚 話 話 0 لح \mathcal{O} 令 1 等 回 回 あ ŧ 别 線 線 7 に る 表 を を 0 \mathcal{O}

附 則

施 行 期 日

 \mathcal{O} 告 示 は 平 成 + 八 年 兀 月 日 か 5 施 行 す る。

経 過 措 置

1

2 設 置 12 \mathcal{O} 告 係 る 示 工 \mathcal{O} 施 事 中 行 \mathcal{O} \mathcal{O} 際 防 現 火 対 12 象 火 災 物 通 又 は 報 施 装 行 置 \mathcal{O} が 設 日 置 か さ 5 平 れ 成 7 7 + る 防 九 年 火 九 対 月 象 \equiv 物 + 若 日 L < ま で は 12 現 火 に 災 火 災 通 報 通 報 装 装 置 置 \mathcal{O} 設

 \mathcal{O}

準第三 置に係る工事を開 第 八 号 か規定 始する防火対象物に に 適 合し ないもの に係る技術 おける当該火災通報装置のうち、 上 \bigcirc 基 準 に つい ては、 この 改 正 規定 後 の火災通報装置の基 に か かわ らず、 な

お従前の例による。

○ 火災通報装置の基準(平成八年消防庁告示第一号)火災通報装置の基準の一部を改正する件 新旧対照表

	6置の基準(平或八年肖坊宁告示第一号)
1 1 2 1 2	(旁線部分は改正部分)

ト十六ヘルツ)を送出した場合は、これを受信し可聴的に表	が送出された場合又は電気通信設備の有する機能により自動
機関側の操作により電話局交換機が呼返し信号(七十五ボル	の間に消防機関側の操作により電話局交換機から呼返し信号
三 通報中に電話回線を誤って開放した場合等において、消防	三 通話が終了した後、自動的に十秒間電話回線を開放し、そ
(路)	(略)
	積音声情報を繰り返し送出できるものであること。
積音声情報を繰り返し送出できるものであること。	なお、呼返し信号が送出されなかった場合にあっては、蓄
なお、呼返し信号が送出されなかった場合にあっては、蓄	応答し通話することができること。
応答し通話することができること。	れを受信し可聴的に表示するとともに、当該呼返しに対し、
れを受信し可聴的に表示するとともに、当該呼返しに対し、	する機能により自動的に呼返し信号が送出された場合に、こ
返し信号(七十五ボルト十六ヘルツ)を送出した場合に、こ	換機から呼返し信号が送出された場合又は電気通信設備の有
話回線を開放し、消防機関側の操作により電話局交換機が呼	話回線を開放し、その間に消防機関側の操作により電話局交
─ 一区切りの蓄積音声情報を送出した後、自動的に五秒間電	──一一区切りの蓄積音声情報を送出した後、自動的に十秒間電
、次によること。	、次によること。
八 火災通報装置(特定火災通報装置を除く。)の通話機能等は	八 火災通報装置(特定火災通報装置を除く。)の通話機能等は
一~七 (略)	一 一 ~ 七 (略)
火災通報装置の構造、性能等は、次に定めるところによる。	火災通報装置の構造、性能等は、次に定めるところによる。
第三 火災通報装置の構造、性能等	第三 火災通報装置の構造、性能等
現行	改正後

+ = + 八の二 + 九 (Ξ) と。 表示するとともに、 ができること。 (略) (略) 通話中に電話回線が開放されないよう措置されているこ (略) (略) 特定火災通報装置の (略) 当該呼返しに対し、 通話機能等は、 応答し通話すること 次によること。

示するとともに、当該呼返しに対し、応答し通話することが

できること。

的に呼返し信号が送出された場合に、これを受信し可聴的

に

八の二 特定火災通報装置の通話機能等は、次によること。

(→・□) (略)

三 通報中に電話回線が開放されないよう措置されているこ

九

火災通報装置には、

火災通報機能に有害な影響を及ぼすお

そ

れていること。 十 常用電源を監視できる装置が、前面の見やすい箇所に設けら

十一 電源回路には、適切な過電流保護回路が設けられているこれていること。

と。

十二 予備電源は、次によること。

において、十分間以上火災通報を行うことができる容量を有 常用電源が停電した場合、待機状態を六十分間継続した後

すること。

備電源から常用電源に切り替えられるものであること。源に切り替えられ、常用電源が復旧したときは、自動的に予二 常用電源が停電したときは、自動的に常用電源から予備電

三 予備電源は、密閉型蓄電池とすること。

十三 電源電圧が次に掲げる範囲で変動した場合、機能に異常を

十三

(略)

十四・十五(略)

十六 う。 装置 送を行う電 する場合は、 替えて準用する第九号及び第十二号─において同じ。) 次号 一その Ι Р 及び 他 電 話回 0 話回線をい 同号に 予 Ι 備 線 Ρ 電 電 (インターネット 源 な 話 · う。 口 が設けられた回 1 て 線を使用 読み替えて準用する消防法施行規 以下この号並 するために必要な装置 プロ 線終端装置等 トコ びに次号において読 ルを用 いて音声 を使 をい 線 終 則 端 用 4 伝

十七 前号の場合において、第九号から第十三号までの規定は回こと。

第二十五条第三項第四号口

にお

いて同じ。

)を介して使用する

線

終

端装置等

0)

構

造

性

能等について、

消防法施行規則第二

+

五. 条第三 それぞれ準用 項 第四号の す رِّ چ 規 定 は の場合において、 口 線終端装置等に 第九号中 設ける電源につい 「火災通

機 能 と とあるの 第十二号一中 は _ I 「火災通報を行う」とあるのは Ρ 電話 口 [線を 使用 す るために必 _ I 要な機 Ρ 電

話回線を使用するために必要な機能を維持する」と、同令第二

五条第三項第四号イ中

「ただし

令別表第

一
対
項
イ
(1)
か
ら

(3)

生じないものであること。

□ 常用電源にあっては、定格電圧の九十パーセント以上百

+

パーセント以下

 $(\underline{\hspace{1cm}})$ ント以上百十パー 予 備 電 心源にあ っては、 セント · 以 下 端 子電 圧 が 定 格 電 圧 0) 八 十五

パーセ

十四・十五 (略)

(新設

(新設

十八 装置に係る回線終端装置等用」と読み替えるものとする。 まで及び口に掲げる防火対象物で、延べ面積が五百平方メート し、」と、同号ロ中「火災通報装置用」とあるのは「火災通報 ル未満のものに設けられる火災通報装置の」とあるのは「ただ (略) 十六 (略)

〇 消防法施行規則(昭和三十六年自治省令第六号)火災通報装置の基準第三第十七号による読替表

(傍線部分は読替部分、波線部分は当然読替部分)

4

五

(略) (略)

4

五.

(略) (略)

	(有条套)(一篇零套)()()()()()()() () () () ()
読替後	読替が
第三 回線終端装置等の構造、性能等	第三 火災通報装置の構造、性能等
回線終端装置等の構造、性能等は、次に定めるところによる。	火災通報装置の構造、性能等は、次に定めるところによる。
一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一	一〜八の二 (略)
九 回線終端装置等には、IP電話回線を使用するために必要な	九 火災通報装置には、火災通報機能に有害な影響を及ぼすおそ
機能に有害な影響を及ぼすおそれのある附属装置を設けてはな	れのある附属装置を設けてはならないこと。
らないこと。	
十 常用電源を監視できる装置が、前面の見やすい箇所に設けら	十 常用電源を監視できる装置が、前面の見やすい箇所に設けら
れていること。	れていること。
十一 電源回路には、適切な過電流保護回路が設けられているこ	十一 電源回路には、適切な過電流保護回路が設けられているこ
と。	ىك
十二 予備電源は、次によること。	十二 予備電源は、次によること。
─ 常用電源が停電した場合、待機状態を六十分間継続した後	○ 常用電源が停電した場合、待機状態を六十分間継続した後
において、十分間以上IP電話回線を使用するために必要な	において、十分間以上火災通報を行うことができる容量を有
機能を維持することができる容量を有すること。	すること。
□ 常用電源が停電したときは、自動的に常用電源から予備電	□ 常用電源が停電したときは、自動的に常用電源から予備電
源に切り替えられ、常用電源が復旧したときは、自動的に予	源に切り替えられ、常用電源が復旧したときは、自動的に予
備電源から常用電源に切り替えられるものであること。	備電源から常用電源に切り替えられるものであること。
三 予備電源は、密閉型蓄電池とすること。	三 予備電源は、密閉型蓄電池とすること。

十四~十八 (略)	十四~十八 (略)
ント以上百十パーセント以下	ント以上百十パーセント以下
□ 予備電源にあっては、端子電圧が定格電圧の八十五パーセ	□ 予備電源にあっては、端子電圧が定格電圧の八十五パーセ
パーセント以下	パーセント以下
☆ 常用電源にあっては、定格電圧の九十パーセント以上百十	│ 常用電源にあっては、定格電圧の九十パーセント以上百十
生じないものであること。	生じないものであること。
十三 電源電圧が次に掲げる範囲で変動した場合、機能に異常を	十三 電源電圧が次に掲げる範囲で変動した場合、機能に異常を